二　無線インターネット専用サービス　前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

［三～十一　略］

様式第５（第２条第１項関係）

第１表

［略］

［注１・２　略］

３　電気通信番号の種別は、「電気通信番号の種別」の欄に電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号の別に欄を設け、端末系伝送路設備の種別は、平衡対ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。

［４～８　略］

第２表

［略］

注１　ＩＰ電話（電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号に限る。）のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

［２～７　略］

様式第26　削除

二　無線インターネット専用サービス　前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

［三～十一　同上］

様式第５（第２条第１項関係）

第１表

［同左］

［注１・２　同左］

３　電気通信番号の種別は、「電気通信番号の種別」の欄に電気通信番号規則第９条第１項第１号又は第10条第１項第２号に規定する電気通信番号の別に欄を設け、端末系伝送路設備の種別は、平衡対ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。

［４～８　同左］

第２表

［同左］

注１　ＩＰ電話（電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号に限る。）のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

［２～７　同左］

様式第26（第７条関係）

緊急通報の取扱い開始報告

年　月　日

取扱いを開始する緊急通報の種類

事業者名

緊急通報の取扱いを開始する年月日	
緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲	
緊急通報の取扱いの実施の方法	

注１　取扱いを開始する緊急通報の種類は、「警察機関への通報」、「海上保安機関への通報」又は「消防機関への通報」のいずれかとし、その種類ごとに別葉とすること。

２　「緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「ＩＰ電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「ＰＨＳ」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「ＩＰ電話（～に限る。）」又は「ＩＰ電話（～を除く。）」のように、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。